

## 発議第2号

三島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例案

三島市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成27年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「及び」を「又は」に改め、同条中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であること又は産後8週間を経過していないこと。
- (3) 妊娠又は出産に起因する疾病（定例会の会議等に出席できないと医師が認めた場合に限る。）

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月15日提出

発議者 三島市議会全議員